

事業継続力強化支援計画の概要

実施者名	南種子町商工会（法人番号 2340005004217） 南種子町（地方公共団体コード 465020）
実施期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者へ自然災害リスク意識の喚起，知見を共有し事前対策の必要性を周知する。 ・発災時の連絡体制円滑化を図るため，当会と南種子町との間における被害情報報告ルートを構築する。 ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう，組織内における体制，関係機関との連携体制を平時から構築する。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事前の対策 <ol style="list-style-type: none"> 1) 地区内小規模事業者に対するリスクの周知 <ul style="list-style-type: none"> ・巡回・窓口指導時や専門家派遣を通して，事業所立地場所の抱える自然災害リスク状況の認知を図り，リスク軽減の取組（事業者 BCP 策定，各種保険・共済加入等）や対策について説明支援をする。 ・業種別ガイドラインに基づき感染対策防止への周知を図り，今後の感染症対策へ繋がる支援を実施する。 2) フォローアップ及び事業の評価 <ul style="list-style-type: none"> ・地区内小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認を実施。 ・毎年度，南種子町事業継続力強化支援協議会を開催し，状況確認や改善点等について協議。事業の実施状況及び評価・検証を行う。 2. 発災後の対策 <ul style="list-style-type: none"> ・発災後の職員の安否や業務従事の可否を確認。被害状況等について共有をし，被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 <ul style="list-style-type: none"> ・指揮命令系統，連絡体制を平時から構築，地区内小規模事業者の被災状況について情報収集・報告・指示の円滑化を図る。 ・被害助状況の確認方法や被害額算定方法を予め定めておく。 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・安全性が確認された場所において，相談窓口を設置する。 ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を把握し，被災事業者施策の周知を行う。 5. 地区内の小規模事業者に対する復興支援 <ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県の方針に従って，復旧・復興支援の方針を定め，被災小規模事業者に対して支援を遂行する。
連絡先	<p>南種子町商工会 〒891-3701 鹿児島県熊毛郡南種子町中之上 2293-5 TEL：0997-26-0140 FAX：0997-26-1805 Email：minamitane-s@kashoren.or.jp</p> <p>南種子町 企画課 観光まちづくり係 〒891-3701 鹿児島県熊毛郡南種子町中之上 2793-1 TEL：0997-26-1111 FAX：0997-26-0708 Email：hope@town.minamitane.lg.jp</p>